

平成28年10月4日

青森県住宅リフォーム推進協議会

正会員様

賛助会員様

特別会員様

青森県住宅リフォーム推進協議会

会長 川島芳正

(公印省略)

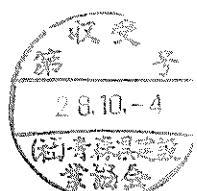
青森県すまいアップアドバイザー養成講習開催について（お願い）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

当協議会事業運営等につきましては、毎々格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般消費者からの求めに応じて中立的な立場で住宅リフォームにかかるアドバイスを行う、青森県すまいアップアドバイザー派遣制度ですが、当協議会会員様からの強い要望もあり、数年ぶりに同アドバイザー養成講習を開催することとなりました。

つきましては、協議会の皆様には同養成講習の開催をご案内申し上げますとともに、周知へのご協力方よろしくお願い申し上げます。



28年10月5日 担当者 情報共有フォルダ  
スケジュール登録

# 「青森県すまいアップアドバイザー」 養成講習会開催のご案内

## 開催案内

当協議会は平成18年9月に設立されて以来、県民が安心して住宅のリフォームを行うことが出来る環境を整備し、住宅リフォーム関連業界の活性化と健全な発展を目指すことを目的に、青森県に於いて実施されております「安心すまいアップ促進事業（H18、19）」や「すまい環境きらりアップ事業（H20、21）」と連携を図り、様々な事業運営に取り組んでおりますが、特に消費者保護の観点から住宅産業の振興を図るべく「すまいアップアドバイザー派遣制度」の実施に取り組んでおります。

「すまいアップアドバイザー派遣制度」とは、消費者の求めに応じて有償で個人住宅に登録アドバイザーを派遣し「契約を前提としない中立的な立場で」住宅の状況、耐震性、家族構成等に応じた具体的なリフォーム、適切な維持管理のアドバイスを行うことにより、良好な住宅ストックの形成に寄与することを目的としております。

つきましては、当協議会が実施する「すまいアップアドバイザー派遣制度」にご理解いただきまして、是非とも「青森県すまいアップアドバイザー」にご登録いただきたく、下記の日程で「青森県すまいアップアドバイザー」養成講習会を開催させていただきます。

受講および登録へのご協力方よろしくお願ひ申し上げます。

平成28年10月吉日：青森県住宅リフォーム推進協議会

## 青森県すまいアップアドバイザー派遣制度とは？

**青森県すまいアップアドバイザー派遣制度**

**目的** 「青森県すまいアップアドバイザー派遣制度」は、従来のリフォームなどに関する住宅相談、情報発信に加え、青森県住宅リフォーム推進協議会や青森県により育成された「すまいアップアドバイザー」を青森県住宅リフォーム推進協議会が相談者の求めに応じて有償で個人住宅に派遣し、「契約を前提としない中立的な立場で」住宅の状況、耐震性、家族構成などに応じた具体的なリフォーム、適切な維持管理のアドバイスを行い、良好な住宅ストックの形成に寄与することを目的としています。

**対象** 青森県内で自己所有の木造戸建て住宅に居住し、リフォームをお考えの方やリフォームに関する情報が欲しい方が対象です。

**窓口** 青森県住宅リフォーム推進協議会（事務局 青森県建築士会）  
〒030-0803 青森市安方丁目9-13 青森県建設会館1F  
TEL:017-773-2878 FAX:017-773-7105

**青森県すまいアップアドバイザー派遣制度** の流れ

- 相談・依頼
- 派遣要請
- 現地調査
- 派遣費用の支払い
- 領収書の発行
- 業務報告書の提出
- 調査結果の報告

**アドバイス業務の内容**  
「すまいアップアドバイザー」は個人住宅へ訪問し、相談内容や要望を的確に捉え、下記の内容などについてアドバイスを行います

- 住宅の状況確認（劣化状況、簡易な耐震性の確認、バリアフリーなど）
- 家の点検、維持管理、改修部位や工法に関するアドバイス（業者の選択方法、資金計画、契約についてのアドバイスを含む）
- 各種制度の説明、紹介（耐震改修促進税制・介護保険制度等）

Q&A

**1 どのような制度ですか？**  
A 「リフォームするか決めていないけれど、不具合を見てほしい」「訪問販売業者から、リフォームしないと危ないと言われなくなった」「ひび割れがあるけど大丈夫か？」などの悩みや不安に、専門家がアドバイスをする制度です。

**2 アドバイザーの派遣を希望したいのですが、申し込み先は？**  
A 青森県建築士会が相談者の居住地に近いアドバイザーに依頼します。担当するアドバイザーが相談者と日曜日や祝日も含め、現地でアドバイスをします。（相談者の居住地によっては、アドバイザーが派遣できない場合があります。）

**3 派遣されるアドバイザーはどのようにお扱いですか？**  
A 青森県建築士会が相談者の居住地に近いアドバイザーに依頼します。担当するアドバイザーが相談者と日曜日や祝日も含め、現地でアドバイスをします。（相談者の居住地によっては、アドバイザーが派遣できない場合があります。）

**4 料金はいくらですか？**  
A 現地アドバイスを受けたときには8,000円（税別）をアドバイザーにお支払い下さい。

**5 どのようにアドバイスをしてくれますか？**  
A 相談内容に応じて、住宅の状況確認、点検、維持管理、改修部位や工法に関するアドバイスなどをいたします。（原則として日曜日の点検となります。高所などの危険箇所の点検は行いません。）

90分 現地相談の時間は、約90分を予定しています。

1回の派遣に付き8,000円（税別）当日、アドバイザーにお支払い下さい。

■受講料：**テキスト無料、受講料無料**

**【開催日時および開催場所】** 平成28年11月2日(水) 13時30分～(受付 13時～)  
青森県観光物産館アスパム 4F 奥入瀬

**【受講定員】** 70名 ※定員に達し次第締切りとさせていただきます。

**【受講申込方法】** 以下の受講申込書を記入の上、協議会事務局へFAXか郵送により申込下さい。

**【お問い合わせ先】** 青森県住宅リフォーム推進協議会事務局／青森市安方2-9-13  
青森県建設会館 1F (一社)青森県建築士会本部事務局 内  
TEL: 017(773)2878 / FAX: 017(723)7105

**【アドバイザー登録について】** 受講日当日に、所持している資格証の写し、写真1枚(6ヶ月以内に撮影した無帽・正面・上半身・無背景のタテ3cm、ヨコ2.4cmのカラー)、印鑑をご持参いただければ、受講終了後の登録申請も可能です。  
(登録申請は後日でも可能です。)

## 青森県すまいアップアドバイザーに登録できる方(登録基準)

1. 青森県内に在住し、または勤務している者であること。
2. 建築士法第二条第一項に規定する建築士、または公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターに増改築相談員として登録されている者であること。
3. 住宅の新築または増改築の設計または施工等に関して、10年以上の実務経験を有する者、または同等の能力を有する者であること。
4. 青森県または青森県住宅リフォーム推進協議会が主催し行う「青森県すまいアップアドバイザー養成講習会」を受講している者であること。
5. 上述(1～4)の内容を全て満たす上で、青森県住宅リフォーム推進協議会の正会員に属する、会員または組合員である(正社員を含む。)こと。  
(\*協力会員や賛助会員、親睦会等の会員は含みません。)

※青森県すまいアップアドバイザー登録申請書類等に虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合には登録出来ません。

### ☆参考：青森県住宅リフォーム推進協議会の正会員(順不同)☆

青森県管工事業協同組合連合会、青森県建設組合連合会(※建築組合含む)、青森県信用漁業協同組合連合会、青森建設協同組合、青森県電気工事業工業組合、青森県板金工業組合、青森県木材協同組合、(株)青森銀行、青い森信用金庫、青森県優良住宅協会、(株)建築住宅センター、(株)みちのく銀行、東北電力(株)青森支店、(一社)青森県空調衛生工事業協会、(一社)青森県建設業協会、(一社)青森県建築士会、(一社)青森県電業協会、(一社)青森県建築士事務所協会、(公社)青森県宅地建物取引業協会、(一社)日本塗装工業会青森県支部、e住まいネットワーク21

### -----受講申込書-----

#### 青森県住宅リフォーム推進協議会 FAX番号：017(723)7105

(※郵送の場合は「青森市安方2-9-13 青森県建設会館1F」まで)

氏名	勤務先名称	
連絡先 TEL	自宅・勤務先 ( )	所持資格 建築士(一級・二級・木造) 増改築相談員
住所		
所属団体等 名稱		

※無しの場合は記入しないで下さい。